

支部に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、支部に関して必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 一般社団法人日本集中治療医学会（以下、「本会」という）に、次の各項の支部をおく。

- (1) 北海道支部
- (2) 東北支部
- (3) 関東甲信越支部
- (4) 東海北陸支部
- (5) 関西支部
- (6) 中国・四国支部
- (7) 九州支部

(事務)

第3条 支部の事務は、本会の事務局が処理する。

(支部会員)

第4条 本会の会員は、主たる勤務施設の所在地を管轄する支部に属するものとする。ただし、現に勤務する施設がない者については、その者の居住地による。

(役員)

第5条 支部には、支部長をおく。

- 2 支部長は以下の資格を有するものとする。
 - (1) 評議員であること。
 - (2) 集中治療領域において指導的立場で活躍していること。
 - (3) 任用前年の12月31日に65歳未満であること。
- 3 支部長の選出は以下のとおりとする。
 - (1) 推薦者：当該支部に属する正会員。自薦、他薦は問わない。
 - (2) 選出方法：当該支部の評議員による選挙にて選出する。
選挙は郵便、あるいは電磁的方法にても可とする。
 - (3) 承認・囑託：当該支部長候補者は理事会で承認する。
- 4 支部長の任期は1期2年（1月1日から翌年12月31日まで）で連続2期までとする。
- 5 支部には、副支部長をおくことができる。副支部長は、支部長および運営委員会が運営委員の中から指名し、理事会で承認する。
- 6 副支部長の任期は2年（1月1日から翌年12月31日まで）とする。

- 7 支部長は当該支部の業務・運営責任者となり、副支部長はこれを補佐する。
- 8 支部長に欠員が生じた場合、選挙の際の次点候補が理事会承認にて後任者となる。次点候補がない場合は、前 2 項から 4 項に基づき改めて選挙を実施し、後任者を決める。後任者の任期は、前任者のものを引き継ぐものとする。後任者が決するまでの間、支部長業務は副支部長が代行する。

(組織)

第 6 条 支部には支部運営委員会、および必要に応じてその下部組織として、支部連絡協議会を置くことができる。

(支部運営委員会)

第 7 条 支部運営委員会は、支部の管理・運営および予算・事業計画を協議するものとする。

- 2 支部運営委員会は、支部長が必要と認めたととき、または過半数以上の委員の開催要求があったときに開催しなければならない。
- 3 支部運営委員会は、支部長が招集し、議長を務める。
- 4 支部運営委員会を招集するときは、支部運営委員に開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。
- 5 支部運営委員会の議事は、支部運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(支部運営委員会委員)

第 8 条 支部運営委員会委員については、以下の資格を有するものとする。

- (1) 正会員であること。(ただし医師は専門医であること)
- (2) 集中治療領域において指導的立場で活躍していること。
- (3) 任用前年の 12 月 31 日に 65 歳未満であること。
- 2 委員の選出は以下のとおりとする。
 - (1) 推薦者：当該支部長
 - (2) 選出方法：当該支部長が候補者を理事会に推薦する。
 - (3) 承認・囑託：委員候補者は理事会で承認する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。(1 月 1 日から翌年 12 月 31 日迄)
- 4 委員の人数は最大 15 名とする。
- 5 委員に欠員が生じた場合、あるいは委員を途中補充する場合、前四項の条件で委員を委嘱することが出来る。この場合の委員の任期は、他の委員と同一とする。

(支部連絡協議会委員)

第 9 条 支部連絡協議会委員については、以下の資格を有するものとする。

- (1) 正会員であること。
- (2) 集中治療領域において指導的立場で活躍していること。
- (3) 任用前年の 12 月 31 日に 65 歳未満であること。
- 2 委員の選出は以下のとおりとする。
 - (1) 推薦者：当該支部に属する正会員。自薦・他薦を問わない。

(2) 選出方法：当該支部長および当該支部運営委員会で審議する。

(3) 承認・嘱託：当該支部長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。(1月1日から翌年12月31日迄)

4 委員の人数は当該支部会員数の10%を超えない人数とする。

5 委員に欠員が生じた場合、あるいは委員を途中補充する場合、前四項の条件で委員を委嘱することが出来る。この場合の委員の任期は、他の委員と同一とする。

(管理・運営)

第10条 この細則に定める事項のほか、支部の管理・運営は本会の理事会で定める方針に基づいて各支部が行う。ただし、経費および事務は本会の事務局が行う。

(報告)

第11条 支部長は次の項目を本会の事務局に提出しなければならない。

(1) 事業計画書および予算案

(2) 事業報告書

2 前項第1号の書類は毎年9月末日まで、第2号の書類は毎年12月末日までに提出しなければならない。

(細則の改定)

第12条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2017年1月1日から施行する。

この改定は、2017年9月15日から施行する。

この改定は、2018年9月27日から施行する。

この改定は、2020年3月5日から施行する。

この改定は、2020年12月11日から施行する。

この改定は、2021年4月26日から施行する。

この改定は、2021年6月28日から施行する。